

メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、平成31年3月8日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明会）又はファックスにて問い合わせる。当日までに質疑を取りまとめ、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、入札説明会に代える。内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を識別し得る記述を公表せず、質疑者のみに回答すること。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

平成31年3月20日 14時30分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 小会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成31年3月19日 17時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をおもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購 入 仕 様 書

1. 品 名 (単価契約) 濃縮淡水クロレラ
2. 規 格 ①ワムシ用餌料 (10L/1箱)
②ワムシ用栄養強化剤 (10L/1箱)
3. 仕 様 ワムシ培養を目的としていることから、以下の仕様を満たす製品であること。

①ワムシ用餌料 (10L/1箱)

- 1) 製品は、3～6ミクロン細胞の淡水クロレラを100億細胞/ml以上、乾物重量で135g/l以上に濃縮した溶液とする。
- 2) 製品には、ワムシの必須ビタミンであるB12が300μg/l以上含有されていること。
- 3) 5℃で2週間以上の保存が可能であること。
- 4) 製品は5℃以下で輸送し、製造後7日以内で到着すること。
- 5) 契約締結業者は、当所職員より連絡を受けたら速やかに、当所が指定した数量を納品すること。
- 6) 納入の際は、製品の規格・品質に細心の注意を払うとともに、特別な指示がある場合を除いては、指定納品場所以外に納品をしてはならない。
- 7) 製品に不具合があった場合には迅速に対応すること。

②ワムシ用栄養強化剤 (10L/1箱)

- 1) 製品は、3～6ミクロン細胞の淡水クロレラを100億細胞/ml以上、乾物重量で135g/l以上に濃縮した溶液とする。
- 2) 製品には、ワムシの必須ビタミンであるB12が300μg/l以上含有されていること。
- 3) 総脂肪酸あたりEPAは2%、DHAは15%以上含有されていること。
- 4) 5℃で2週間以上の保存が可能であること。
- 5) 製品は5℃以下で輸送し、製造後7日以内で到着すること。
- 6) 契約締結業者は、当所職員より連絡を受けたら速やかに、当所が指定した数量を納品すること。
- 7) 納入の際は、製品の規格・品質に細心の注意を払うとともに、特別な指示がある場合を除いては、指定納品場所以外に納品をしてはならない。

8) 製品に不具合があった場合には迅速に対応すること。

4. 予定数量
- ①ワムシ用餌料 306箱(10L/1箱)
 - ・長崎庁舎10箱・五島庁舎150箱
 - ・奄美庁舎100箱・八重山庁舎46箱
 - ②ワムシ用栄養強化剤 16箱(10L/1箱)
 - ・長崎庁舎13箱・奄美庁舎3箱
5. 納入期間
- 自) 平成31年 4月 1日
至) 平成32年 3月31日
6. 納入場所
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構 西海区水産研究所 各庁舎
- 〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 西海区水産研究所 長崎庁舎
- 〒853-0508 長崎県五島市玉之浦町布浦122-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構 西海区水産研究所 五島庁舎
- 〒894-2414 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原955-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 西海区水産研究所 奄美庁舎
- 〒907-0451 沖縄県石垣市桴海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構 西海区水産研究所 八重山庁舎
7. その他
- 詳細については担当職員の指示に従うこと。